

給水装置工事主任技術者の選任・解任等に関する提出書類について

●給水装置工事主任技術者選任・解任等

【給水装置工事主任技術者の選任 又は 解任】

※選任・解任ともに必要。

※指定時当初の選任は、指定を受けた日から14日以内に届出。

※選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し届出。

※主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく届出。

- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ・(新たに選任した場合は、その者の)主任技術者免状(写し)

【給水装置工事主任技術者の氏名 又は 給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 を変更】

※当該変更等のあった日から30日以内に届出。

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ・(変更後の)主任技術者免状(写し)